

1月・2月の主な研修

- 【動画】：開始日(10:00) 終了日(17:00) 以外は、24時間視聴可
- 認知症ケア研修実践力向上「想いに応えるケアを目指して」
 - ①R6.12.27(金)～R7.1.27(月)【動画】
 - ②R7.2.3(月)14:00～17:00【集合】講師:市川裕太氏
 - ケアマネジャー研修(共通)「ケアマネジャーに必要なコンプライアンスⅡ」
 - R7.1.15(水)14:00～16:30【ライブ】講師:後藤佳苗氏
 - 障害者施設職員支援力向上研修「社会モデルから考えるアセスメントと個別支援計画」
 - R7.1.15(水)13:30～16:30【集合】講師:佐野良氏
 - ヤングケアラー支援研修「ヤングケアラー・若者ケアラーの支援を考える 世田谷区ヤングケアラーコーディネーターによる新たな取り組み」
 - ①R7.1.16(木)14:00～16:30【集合】
 - ②R7.2.3(月)～2.28(金)【動画】講師:星野桃代氏
 - 医療的ケア児への支援研修「小児在宅療養を支える訪問看護と多職種連携」
 - R7.1.17(金)～2.17(月)【動画】講師:中村知夫氏 他
 - 高齢者虐待対応研修「経済的虐待の防止」
 - ①R7.1.20(月)14:00～16:00【集合】
 - ②R7.2.3(月)～3.3(月)【動画】講師:川崎裕彰氏
 - 福祉職のキャリアアップ講座「相談援助について学ぶ(基礎編)」
 - R7.1.22(水)13:30～16:00【集合】講師:須藤昌寛氏
 - 「キャリアデザインとセルフマネジメントについて学ぶ(チームリーダー)」
 - R7.1.23(木)13:30～16:30【集合】講師:増田直哉氏
 - 「相談援助について学ぶ(応用編1)」
 - R7.2.5(水)13:30～16:00【集合】講師:須藤昌寛氏
 - 「相談記録について」
 - R7.2.18(火)14:00～17:00【集合】講師:八木亜紀子氏
 - 医療福祉連携「在宅療養における薬の知識と薬剤師との連携」
 - ①R7.2.6(木)19:00～20:30【集合】
 - ②R7.2.21(金)～3.21(金)【動画】講師:水越淳友氏 他
 - 高齢・障害支援力向上Sofuku講座「視覚障害の理解」
 - R7.2.10(月)14:00～16:00【集合】講師:木村仁美氏
 - ケアマネジャー研修「今後のケアマネジメントを考える」
 - R7.2.18(火)9:30～12:30【集合】講師:石山麗子氏
 - 医療・福祉連携研修「『むせずに食べる』を支援する!」
 - ①R7.2.19(水)14:00～16:00【集合】
 - ②R7.3.5(水)～4.4(金)【動画】講師:松下寛氏
- ※詳細は研修センターホームページ、公式X、FAX情報便等でお知らせします。

せたがや福社区民学会 第16回大会開催

せたがや福社区民学会第16回大会は、令和6年11月9日(土)日本女子体育大学にて、「多様な人々をつなぐ運動・スポーツの可能性」をテーマに、約440人の方にご参加いただき開催しました。高齢福祉・障害福祉・子ども分野の事業所、学生などから、56の口頭発表・11のポスター発表がありました。日本女子体育大学 名誉教授 雨宮由紀枝氏による



基調講演「運動・スポーツでつながる地域の輪っはっは!」基調講演をふまえ、学生実行委員を中心としたワークショップ「KAIGO PRiDE@SETAGAYA」写真展、世田谷区内障害者施設による販売、介護の魅力PR事業をとおり、交流を深めました。※第16回大会の動画および報告集は、令和7年3月から研修センターホームページで配信予定。



福祉のしごと相談

研修センターでは「福祉のしごと相談」をお受けしています。相談無料、匿名OKです。独りで悩まないで、気軽にご相談ください。

福祉のしごと はじめて相談

相談日：月～金 9:00～16:00
方法：来所・電話・メールで

福祉のしごと 悩み相談

- 面接相談 毎週木曜日 ①18:30～ ②19:30～
- メール相談 soudan@setagayaj.or.jp

発行：世田谷区福祉人材育成・研修センター
〒156-0043世田谷区松原6-37-10
世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階
電話：03-6379-4280
FAX：03-6379-4281
HP：<https://www.setagaya-jinzai.jp/>

世田谷区福祉人材育成・研修センター だよ じんざいくん便り

令和6年 12月 第28号

●知って下さい！ヤングケアラーのこと「ヤングケアラー支援の手引き・概要版」作成

●ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律)のことをいいます。
●年齢に見合わない重い責任や負担で、学校生活や社会生活に影響を及ぼすこともあり、「子どもとしての時間」で、家事や家族のお世話をしていることがあります。

●ヤングケアラーの例

●守られるべき子どもの権利

福祉関係者は何をなすべきか？

健康に生きる権利 ● 教育を受ける権利 ● 子どもらしく過ごせる権利

「ヤングケアラー支援の手引き」ご活用ください
研修センターHP
>重要なお知らせ

●「ピア～まちをつなぐもの」うめとぴあ上映会

在宅医療に懸命に取り組む、若き医師と仲間(ピア)たちの命と希望の物語。「ピア～まちをつなぐもの」を上映します。医師、ケアマネジャー、訪問看護師などの多職種が連携し、在宅医療と介護、看取りに取り組む姿を描いた心温まる感動作です。

- 開催日 令和7年2月7日(金)・8日(土)
- 時間 ①午前10時 ②午後1時 ③午後3時10分 上映時間99分
- 定員 各回80人 要事前申し込み(先着順) ※参加費無料
- 会場 総合プラザ1階 研修室C
- 申し込み 令和6年12月25日(水)から電話、FAX、申し込みフォームで受付開始
- 問い合わせ 運営管理室 電話:03-6379-4301 FAX:03-6379-4305

●東京都福祉局 福祉の仕事イメージアップキャンペーン!

福祉・介護の仕事の魅力を感じていただけるよう、様々な世代の方が、この仕事に取り組み、自分らしく輝く様子を伝える動画をご覧ください。
研修センターHP
>重要なお知らせ

研修ピックアップ

人権の理解促進研修「ハラスメントの防止」【動画研修】

～職員が安心して働き続けるために～ 視聴期間：令和6年9月17日(火)～10月18日(金)

医療・看護・介護の現場で、暴力やハラスメント被害の防止と対策の必要性が叫ばれています。ハラスメント被害の防止と対応などについて、多数の相談実績のある弁護士から、職員が安心して働き続けられるよう、「加害者にも被害者にもならない」「組織や事業所として取り組むべき対策」を事例を通して学び、理解を深めました。

＜講師紹介＞
井口 博 氏
東京ゆまにて法律事務所
代表弁護士
パワハラ問題研究所所長



Q.この頃「ハラスメント」という言葉を良く聞きます。「ハラスメント」とはどのような意味ですか？

A.ハラスメントとは、嫌がらせやいじめにより、相手を不愉快な気持ちにさせたり、精神的・身体的苦痛を与え、人格や尊厳を侵害する行為を指します。

いわゆるセクハラとは？

★セクハラを法律上の定義をまとめると
①職場において行われる
②性的な言動
③雇用する労働者の対応により労働条件につき不利益を受けること
または
③労働者の就業環境が害されること
セクハラを法律上の定義：男女雇用機会均等法

いわゆるパワハラとは？

★パワハラを法律上の定義をまとめると
①職場において行われる
②優越的な関係を背景とした言動
③業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
④その雇用する労働者の就業環境が害されること
パワハラを法律上の定義：職場において、社員間でのハラスメントを指す。(労働施策総合推進法)
社員以外の利用者や家族からのハラスメント(カスハラ)はこの法律の対象外です。

カスハラについて国の考え方は？

★労働者のハラスメントについての有識者検討会
「『雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会』の令和6年8月8日付け報告書」
カスハラの3要素
①顧客・取引先・施設利用者・その他の利害関係者が行うこと
②社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
③労働者の就業環境が害されること
事業者がカスハラに対する措置を義務付けるところまでの方向性は示されていない。
方向性は示されていないものの、厚労省としては事業主の対策義務付けを検討中です。

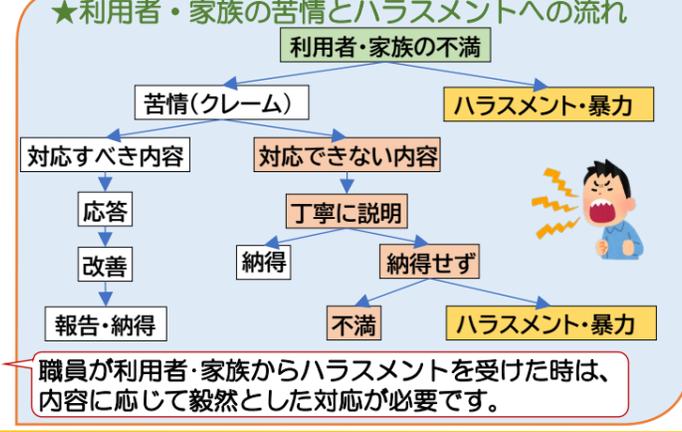
パワハラとなるのは？

★パワハラ4要件による判断
①職場において行われたか
②優越的な関係を背景としているか
③業務上必要かつ相当な範囲を超えたか
④就業環境が害されたか
パワハラになるかはこの4要件にあてはめます。

意図する・しないパワハラとは？

★意図的パワハラと気付かずパワハラ
意図的パワハラ
「いじめてやろう」「困らせてやろう」という意図がある
気付かずパワハラ
「ハラスメントをするつもりはなかったのに」
→「気付かず」の事情によるが、基本的にこの弁解は通らない
例「軽い冗談で言っただけだし本人も笑ってた」「ミスに対して少し強く言っただけなのに」など
気付かずハラスメントをすることがないよう自らの言動のチェックが大切です。

ハラスメントのフローチャート



質問への回答

利用者・家族からの過度な要望が多く、問題解決に時間がかかるが、どうすれば良いか？
過度な要望はカスハラに当たることが多く、要望に応えられない根拠を示し、必要な説明を丁寧にした上で、対応を打ち切る事も必要です。

利用者からセクハラの言動があった場合の対応は？

セクハラの言動に対して、「NO」という意思を利用者に伝えることが大切です。言動に応じた厳しい対応をするべきです。
Point! 事業所として組織的な対応が必要です。

受講者アンケートからの声

●根拠などが明瞭で、現時点での状況が要点を絞って説明されていてわかりやすかった。

●気付かずに自身もパワハラを行っていたのでは？と気付かされました。
●広くパワハラ、セクハラ、モラハラ、カスハラについて基本的な所を理解できた。



こころとからだの理解研修



全2回 開催

加齢とともに変化する高齢者のこころとからだについて、全2回の開催を通じて学びを深めました。第1回は高齢者の身体的機能やからだの仕組みやこころとからだ相互に及ぼしあう影響について、第2回は高齢者の精神機能の低下や心理面での変化、認知症等について学びました。

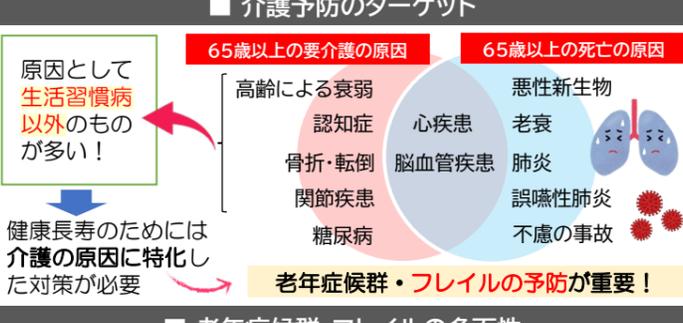
第1回「高齢者の身体的特徴」【動画研修】

視聴期間：令和6年9月30日(月)～10月29日(火)
講師：河合 恒 氏
東京都健康長寿医療センター研究所
福祉と生活ケア研究チーム専門副部長

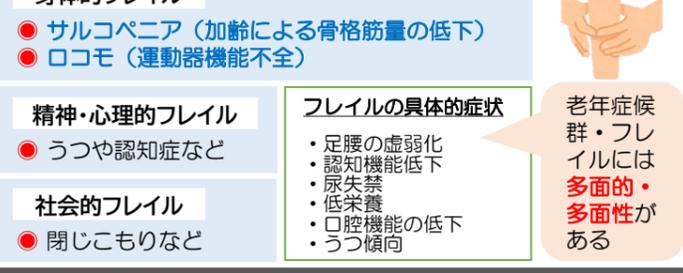


第2回「高齢者の心理的特徴」【ライブ研修】

開催日時：令和6年10月25日(金) 14時～16時
講師：杉山 美香 氏
東京都健康長寿医療センター研究所
自立促進と精神保健研究チーム 准主任研究員



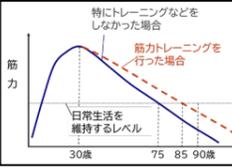
老年症候群・フレイルの多面性



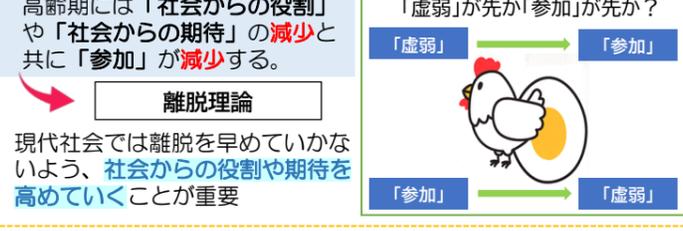
歩行能力の維持のために

ドイツの生物学者「ヴィルヘルム・ルー」による生物の三原則
☆使わなければ退化する
☆使いすぎたら破壊する
☆適度に使えば発達する
高齢者でも機能を適度に使えば発達することを実践していくことが大事！

フレイルはまさに使わなければ退化する。加齢によって機能は低下するが、例えば歩行能力が低下して歩かなくなることによって、増々歩行機能は低下することになってしまう。



主体的な取組のために



受講者アンケートからの声
第1回：フレイルの身体的特徴やフレイル予防の理解を深める事が出来た。
第2回：老いの生理や心理を正しく理解する、老いの明るい生理に光を当てるということに感銘を受けた。

★高齢者の心理を理解するために...

◆長寿化と人口増大
◆長寿化にともなう介護や看護の負担増
◆老いを否定する風潮
社会環境の変化が大きく影響！
・老いの生理や心理を正しく理解する
・老いの明るい生理に光を当てる
・教育や異世代間交流を通じて、高齢世代が生きやすい社会を構築
寿命の延長だけでなく、高齢期の生活の質にも目を向ける

★超高齢期の出現！

第4世代(85歳前後以降の人々 oldest old)
この状態でサクセスフル・エイジング(張りのある豊かな老年期)を目指せるのか？
●8割の人が多重障害を経験
●虚弱者の比率増加
●認知症の有病率の増加(3割)
●認知機能の喪失
●アイデンティティの喪失
●女性が多い
●一人暮らしが多い
●頻繁な入院
●死ぬ時は病院か施設が多い
長寿のジレンマ

★目指そう！豊かなこころ

百寿者(百歳以上を迎える高齢者)を対象にした様々な研究から、たとえ体が衰えてもこころが健やかなら、温かくて幸せな気持ちで過ごせることがわかってきた。「老年的超越」という！
・高齢になると若い頃に比べて体力がない
・もの忘れが気になる
・テキパキ動けなくなった
・体のあちこちが病気がちになる...
体の衰え

老年的超越もたらすこころの健康
★過去の人生を肯定できる
★ありのままの自分を愛しく思う
★すべての人にありがとう
★1人でも孤独感が少ない
健康長寿を育み、老いも受け入れ健やかに生きる！

★認知症への備え

